

伊 勢 市 公 報

第 209 号
平成 26 年 7 月 22 日
火 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例	3
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	20
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	22
規 則	
○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	24
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務の私人への委託について	33
○ 伊勢市岡本財産区議会定例会の招集について	34
○ 伊勢市岡本財産区議会定例会の招集について	35
○ 伊勢都市計画学校の決定について	36
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	38
消防本部告示	
○ 屋外催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件	39
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	40
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	41
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	42
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	43
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定取消しについて	44
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	45
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	46
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	47
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	48
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	49
○ 犬の抑留について	50
○ 犬の抑留について	51
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	52
○ パブリックコメントの実施について	53
○ 犬の抑留について	56

- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について

57

消防本部公告

- 指定催しの指定について

59

伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例

伊勢市職員定数条例（平成17年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「190人」を「200人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成26年8月から平成26年10月までの間における給与に関する特例措置）

16 平成26年8月から平成26年10月までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

17 前項に規定する期間においては、第4条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「附則第16項の規定による給料の月額」とする。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税の課税免除)

第81条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「側車付」を「側車付き」に、「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第

7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「「租税特別措置法」」を「「第37条の10第1項」」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条を次のように改める。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条の2各号列記以外の部分中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条から第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とする。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成25年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第2項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢市市税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中伊勢市市税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定並びに附則第22条から第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中伊勢市市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中伊勢市市税条例第33条第5項の改正規定 平成28年1月1日

日

- (5) 第1条中伊勢市市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中伊勢市市税条例附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中伊勢市市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第33条第5項並びに附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同

日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段

の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第11項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一人親家庭等の母又は父及び児童」を「一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童」に、「並びに」を「及び」に改める。

第2条第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「配偶者のない女子」の次に「又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたことのない女子」を、「「母」という。）が、」の次に「現に」を加え、「養育している」を「扶養している」に改め、同条第3項中「前項に規定する一人親家庭等の母において、「女子」を「男子」に、「母」を「父」に読み替えた場合の者」を「法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子(以下この項において「父」という。)が、現に18歳未満児を扶養している家庭の父」に改め、同条第4項第2号中「一人親家庭等の母又は父に養育されている」を「一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父に扶養されている」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）」を削り、同条第11項中「一人親家庭等の母又は父」を「一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第24号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第25号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 循環器内科

第3条第2項中第18号を第20号とし、第10号から第17号までを2号ずつ
繰り下げ、第12号の前に次の1号を加える。

(11) 消化器外科

第3条第2項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ
繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 緩和ケア内科

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（指定催しの指定）

第 3 条の 2 条例第 42 条の 2 第 3 項の規定による通知は、様式第 2 号の 2 によるものとする。

（火災予防上必要な業務に関する計画）

第 3 条の 3 条例第 42 条の 3 第 2 項の規定による計画の提出は、様式第 2 号の 3 によるものとし、関係図面及び計画提出書の写し 1 部を添付しなければならない。

2 前項の計画を受理した消防長は、火災予防上支障がないと認めたときは、計画提出書の写しに届出済印を押して提出者に交付するものとする。

第 6 条第 1 項ただし書中「同条第 1 号」を「同条第 1 号、第 4 号又は第 5 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 条例第 45 条第 6 号の行為の届出 様式第 12 号の 2

第 7 条第 1 項中「様式第 12 号の 2」を「様式第 12 号の 3」に、「一部」を「1 部」に改める。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第2号の2（第3条の2関係）

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市消防長



伊勢市火災予防条例第42条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号の3 (第3条の3関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
(宛先) 伊勢市消防長			
提出者			
住 所			
(電話)			
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者)			
Ⓜ			
防火担当者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
Ⓜ			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指 定 催 し の 名 称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一 日 当 た り の 人 出 予 想 人 員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 12 号の 2 を様式第 12 号の 3 とし、様式第 12 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第12号の2 (第6条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日			
(宛先) 伊勢市消防長			
届出者 住 所		(電話)	
氏 名		(印)	
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、黒瀬町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 規約に定める目的

変更前

本会は、次に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成する為に必要な事項に関する事。

変更後

本会は次に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成する為に必要な事項に関する事。

2 区域

変更前

本会の区域は、伊勢市黒瀬町のうち中崎区を除く区域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市黒瀬町全区域（除く中崎区）とする。

3 規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得たとき。

変更後

- 1 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

伊勢市告示第 80 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市本町 16 番 2 号

公益社団法人 伊勢市観光協会

会長 濱田 典保

2 委託期間

平成 26 年 7 月 5 日から平成 26 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 81 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 26 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 招集の日時 平成 26 年 7 月 10 日（木）午後 5 時

2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

3 付議すべき事件

議案第 4 号 平成 25 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を

求めることについて

伊勢市告示第 82 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 招集の日時 平成 26 年 7 月 17 日（木）午後 5 時

2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

3 付議すべき事件

議案第 4 号 平成 25 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を

求めることについて

伊勢市告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年7月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

- 1 有緝小学校
- 2 厚生小学校
- 3 浜郷小学校
- 4 城田小学校
- 5 小俣小学校
- 6 明野小学校
- 7 御菌小学校
- 8 厚生中学校
- 9 倉田山・五十鈴中学校
- 10 小俣・城田中学校
- 11 豊浜・北浜中学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 7 月 11 日

伊勢市教育委員会
委員長 八木 雅文

記

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 15 号 奨学生の決定について
 - 議案第 16 号 伊勢市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の
委嘱について
 - 議案第 17 号 平成 26 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況
の点検・評価」報告書（案）について

伊勢市消防本部告示第1号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件を次のとおり定める。

平成26年7月1日

伊勢市消防長 大西邦生

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2第1項に規定にする消防長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催されるものであること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されているものであること。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 51 号

平成 26 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 7 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕 幸

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
381	株式会社 津設備	津市久居一色町 441 番地 8	平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 26 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
336	株式会社 津設備	津市久居一色町 441 番地 8	平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 26 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
337	福原設備	鳥羽市船津町 472 番地 3	平成 26 年 7 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 8 条第 3 項の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、次のとおり告示します。

平成 26 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	取り消し年月日
16	株式会社中央設備	伊勢市桜木町 116 番 地 55	平成 26 年 7 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
321	株式会社 伊勢志摩産業	伊勢市村松町 1368 番地 13	平成 26 年 7 月 3 日

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 26 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
322	有限会社 勝田設 備	松阪市山室町 34 番地 5	平成 26 年 7 月 7 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
360	有限会社 勝 田設備	松阪市山室町 34 番地 5	平成 26 年 7 月 7 日

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
382	福原設備	鳥羽市船津町 472 番 地 3	平成 26 年 7 月 15 日

伊勢市公告第 46 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 47 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	佐八町	雑種	白	雌	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 6 月 30 日

3 抑留期限 平成 26 年 7 月 7 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 48 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大湊町	ミニチュア ダックス	茶	雌	小	91 日 以上	首輪 あり

2 抑留した日 平成 26 年 7 月 1 日

3 抑留期限 平成 26 年 7 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 49 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 26 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 50 号

第 2 次伊勢市総合計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市総合計画（案）を公表します。

なお、第 2 次伊勢市総合計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 次伊勢市総合計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 情報戦略局企画調整課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所

- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 7 月 11 日（金）

至 平成 26 年 8 月 11 日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 2 次伊勢市総合計画（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調整課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成26年8月11日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510

伊勢市公告第 51 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	勢田町	プードル系 雑種	黒	雌	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 26 年 7 月 13 日

3 抑留期限 平成 26 年 7 月 18 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 52 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 26 年 8 月 4 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 26 年 8 月 4 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 26 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 26 年 7 月 16 日
至 平成 26 年 8 月 4 日

- 2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市産業観光部 農林水産課
郵送 〒516-8501
伊勢市御薊町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-22-0370
F A X 0596-21-5605
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市消防本部公告第1号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成26年7月1日

伊勢市消防長 大西 邦生

- 1 指定催しの会場
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称
第62回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。